

令和8年1月15日

納税証明書等のデジタル化について

(令和7年度共通化推進方針案の検討状況に係る中間報告)

総務省自治税務局企画課電子化推進室

○納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX 及びマイナポータルの更改・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。

■地方税関係通知の例

- 納税通知書(課税明細書を含む。)
- 各種証明書(納税証明書や所得証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書など)
- 減免決定通知書等

■地方税関係通知のデジタル化(イメージ)



1. 地方税関係通知のデジタル化

(2) 納税証明書のデジタル化

納税通知書等以外の地方税関係通知のうち、利用者ニーズが見込まれ、地方団体のニーズも高いものとして、納税証明書のデジタル化が考えられる。納税証明書の交付は申請・納付・通知等の複数の要素から成り立っており、納税通知書等の電子的送付が実現することで、それらを一体的にデジタル化することが可能となる。よって、その実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現していくべきである。

納税通知書等の電子的送付にはない固有の論点（申請のあった納税者の特定方法、電子署名の付与方法、手数料の徴収方法や統一の可否等）について、令和7年（2025年）以降、実務者WGにおいて具体的な検討を開始したい。

また、納税証明書や課税証明書等の各種証明書の取得目的には、行政機関への提出も含まれることから、行政機関間での情報連携の推進について検討することが適当である。特に、入札参加資格審査申請については、広域又は全国的な共通システムを早期に実現する方向で検討することとされている※ことを踏まえ、当該システムとのバックヤード連携の実現可能性等について検討すべきである。

※ 規制改革実施計画（令和6年（2024年）6月21日閣議決定）

① 検討対象とする証明書

納税証明書・所得証明書(個人住民税)・固定資産課税台帳記載事項証明書

② 電子請求、交付に係るシステム構成

<所得証明書(個人住民税)>

過半数の市区町村で、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)のサービスを利用したコンビニ交付の仕組みに対応していることから、J-LISを活用した仕組みの実現可能性を検討

<納税証明書・固定資産課税台帳記載事項証明書>

都道府県による発行や法人に対する発行が想定されることから、eLTAXを活用した仕組みを基本として検討

※税証明書の性質に応じ、複数のパターンを組み合わせることも想定

③ 改ざん防止措置

税証明書の第三者への提示において、今後も紙での提出がオンライン提出と併せて一定存続すると考えられることに鑑み、国税における対応も参考に、真正性を確認することのできる2次元コードを証明書に付することを基本に検討

④ その他

- ・ 納税義務者本人以外の、相続人や委任を受けた任意代理人からの請求も想定されうことから、代理請求・代理受領を可能とする方向で検討することが望ましい
- ・ 紳税証明書の添付を求める他の行政手続について、納税者の申請・同意に基づき、システム連携による添付省略を図ることが納税者の利便性向上につながることから、各種税証明書の電子請求・交付の検討と併せて検討

実務者WGによる今後の検討方針を踏まえた上で、

① 検討対象とする証明書やシステム構成

それぞれの証明書の特性や用途に応じた電子請求・交付の在り方について、費用対効果の観点も含め、更に深堀りして検討していくことが必要

② 代理請求・代理受領

代理請求・代理受領を可能とするため、システム上、どのような仕組みにより、本人確認や、相続権・賃借権・委任関係等を有することを確認するのか、実現可能性の観点から引き続き検討が必要

③ 証明書取得時に係る手数料の在り方

各地方団体に与える影響も踏まえ、慎重に検討していくことが必要。また、納付手段に関して、どのような手法を用いるかについても、納税者の利便性や地方団体の負担等を勘案しながら、検討していくべき

④ 導入スケジュール

システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体的な導入年度について提示すべき

令和7年度(2025年度) 地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ

1. 地方税関係通知のデジタル化

(1) 税証明書のデジタル化

地方税関係通知のうち、税証明書のデジタル化について、本検討会の下に設置した実務者WGにおいて、制度面・実務面の双方から、国や地方団体における取組の先行事例等も参考にしながら検討を行った結果、「令和7年実務者WGとりまとめ」（令和7年（2025年）9月）においては、以下の検討方針が示された。

- ・ 検討対象とする証明書については、税証明書の中でも、請求件数が多い等、デジタル化のニーズが高いと考えられる、納税証明書・所得証明書（個人住民税）・固定資産課税台帳記載事項証明書とする。
- ・ 電子請求、交付に係るシステム構成は、所得証明書（個人住民税）については、既に過半数の市区町村で、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）のサービスを利用したコンビニ交付の仕組みに対応していることから、J-LISを活用した仕組みの実現可能性を検討する。納税証明書・固定資産課税台帳記載事項証明書については、都道府県による発行や法人に対する発行が想定されることから、eLTAXを活用した仕組みを基本として検討する。なお、税証明書の性質に応じ、複数のパターンを組み合わせることも想定する。
- ・ 税証明書の電子交付にあたっての改ざん防止措置としては、税証明書の第三者への提示において、今後も紙での提出がオンライン提出と併せて一定存続すると考えられることに鑑み、真正性を確認することのできる2次元コードを証明書に付すことを基本に検討する。
- ・ 検討対象とする証明書のうち、固定資産課税台帳記載事項証明書については、納税義務者本人以外の、相続人や委任を受けた任意代理人からの請求が多数存在することから、代理請求・代理受領を可能とする方向で検討することが望ましい。
- ・ 納税証明書については、その添付を求める他の行政手続について、納税者の申請・同意に基づき、システム連携による添付省略を図ることが納税者の利便性向上につながることから、例えば、地方団体における入札参加資格申請システムとの連携等を通じた添付省略について、各種税証明書の電子請求・交付の検討と併せて検討する。なお、マイナポータルの「自己情報取得API」機能の活用状況を注視することも必要である。

本検討会としては、実務者WGによる上記の検討方針を基本とした上で、今後は、次のとおり検討を進めるべきと考える。

まず、検討対象とする証明書やシステム構成の検討にあたっては、それぞれの証明書の特性や用途に応じた電子請求・交付の在り方について、費用対効果の観点も含め、更に深堀りして検討していくことが必要である。

また、代理請求・代理受領を可能とするため、システム上、どのような仕組みにより、本人確認や、相続権・賃借権・委任関係等を有することを確認するのか、実現可能性の観点から引き続き検討することが必要である。

証明書の取得に係る手数料については、実務者WGにおいても、全国統一のシステムにおいて対応するのであれば手数料水準も統一すべきとの意見があった一方で、手数料の性格に鑑み、地方団体の発行に係るコストが異なることや、対外的な説明の観点から統一は難しいとの意見があったことから、その在り方については、引き続き、各地方団体に与える影響も踏まえ、慎重に検討していくことが必要である。併せて、手数料の納付手段に関して、どのような手法を用いるかについても、納税者の利便性や地方団体の負担等を勘案しながら、検討していくべきである。

なお、導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体的な導入年度について提示すべきである。

- 地方税の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」を設置。

構成員名簿

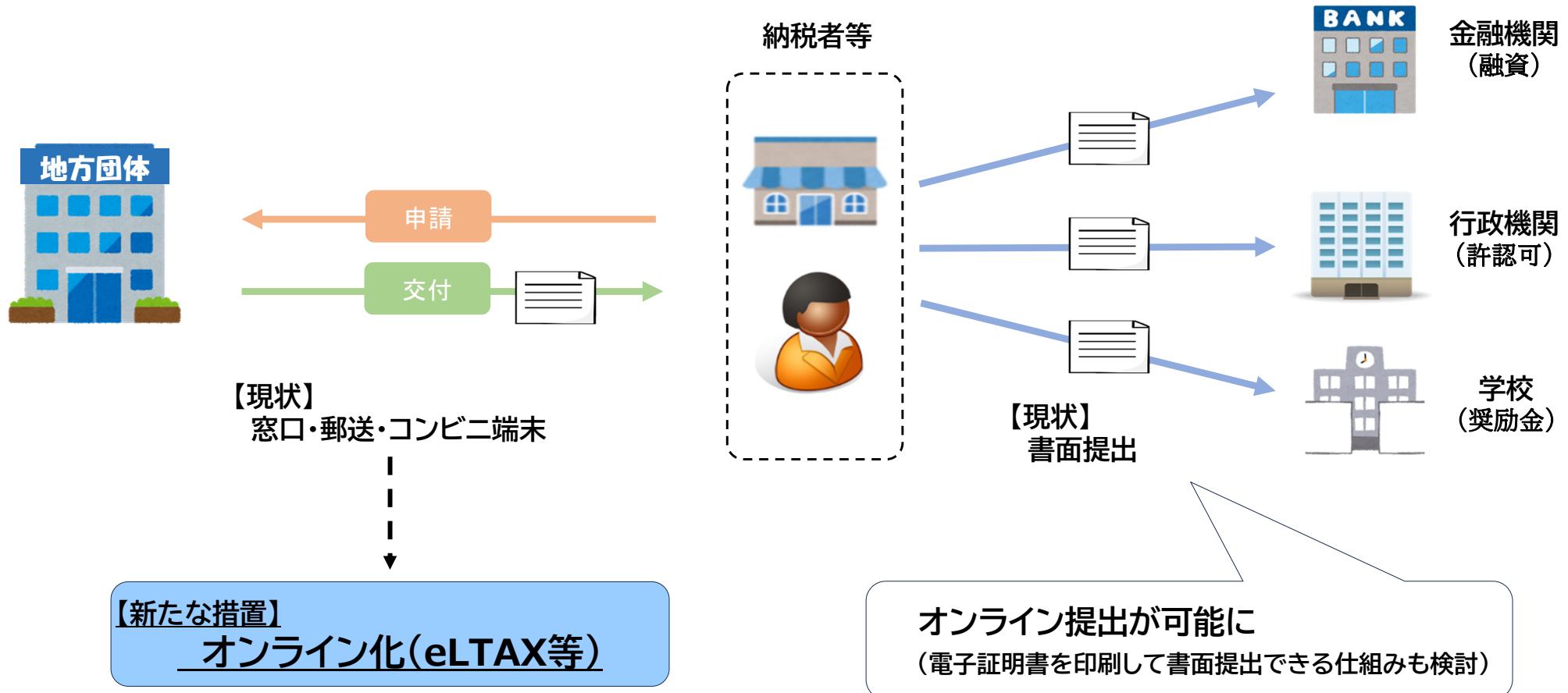
※令和7年10月時点 (敬称略)

辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
小西 敦	京都産業大学法学部客員教授
庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
田中 啓之	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
山口 利恵	東京大学大学院情報理工学系研究科准教授
多胡 一茂	埼玉県総務部税務課長
柏原 理	札幌市財政局税政部長
吉本 高宏	石川県津幡町民生活部税務課長
魚住 康博	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
寺岡 秀徳	全国銀行協会(三井住友銀行 事務統括部 部長)
加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
遠井 洋子	日本税理士会連合会 専務理事
市川 康雄	総務省自治税務局企画課電子化推進室長
山口 最丈	地方税共同機構理事兼事務局長

令和8年度与党税制改正大綱(R7.12.19自由民主党・日本維新の会)[抄]

- 更なる税務手続のデジタル化に向け、地方税関係通知のうち納税証明書等の各種証明書について、eLTAX 及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

■納税証明書等のデジタル化(イメージ)



※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。